

労災保険業務について  
《事務・事業説明資料》

# 労災保険業務概要

## 《基礎データ》

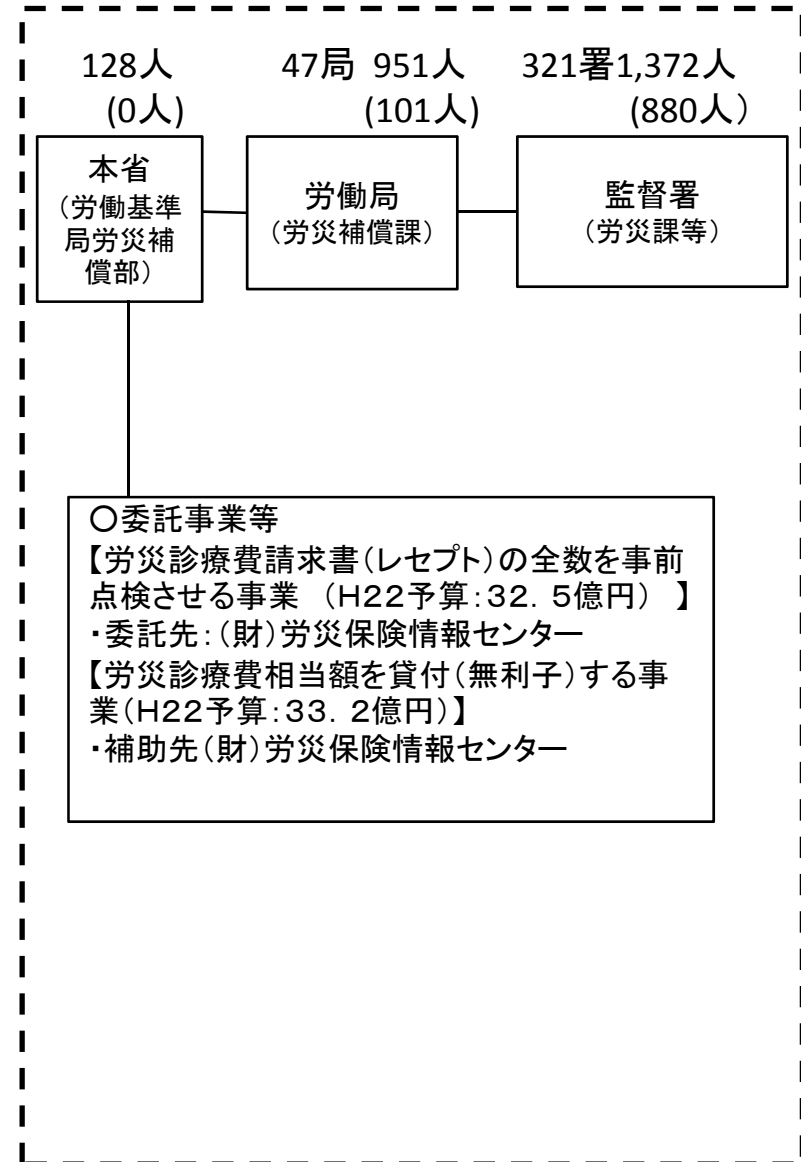
|        | 常勤職員(非常勤職員)      |                  | 予算額(うち人件費)<br>※人件費には、職員及び非常勤を含む。 |                  |
|--------|------------------|------------------|----------------------------------|------------------|
|        | 22年度             | 21年度             | 22年度                             | 21年度             |
| 本省     | 128人<br>(0人)     | 129人<br>(0人)     | 90億円<br>(11億円)                   | 115億円<br>(11億円)  |
| 労働局    | 951人<br>(101人)   | 961人<br>(97人)    | 90億円<br>(82億円)                   | 90億円<br>(80億円)   |
| 監督署    | 1,372人<br>(880人) | 1,436人<br>(925人) | 144億円<br>(132億円)                 | 147億円<br>(135億円) |
| 保険給付費等 |                  |                  | 9,269億円                          | 9,302億円          |

注) 他の業務を兼務している職員については、業務割合に応じ按分して計上。

## 《主な事務・事業》

| 事務・事業  | 人員     | 予算    |
|--------|--------|-------|
| 労災保険業務 | 3,432人 | 258億円 |
| 委託事業等  | —      | 66億円  |
| システム関連 | —      | 56億円  |

## 《組織図》



## 労災保険制度について

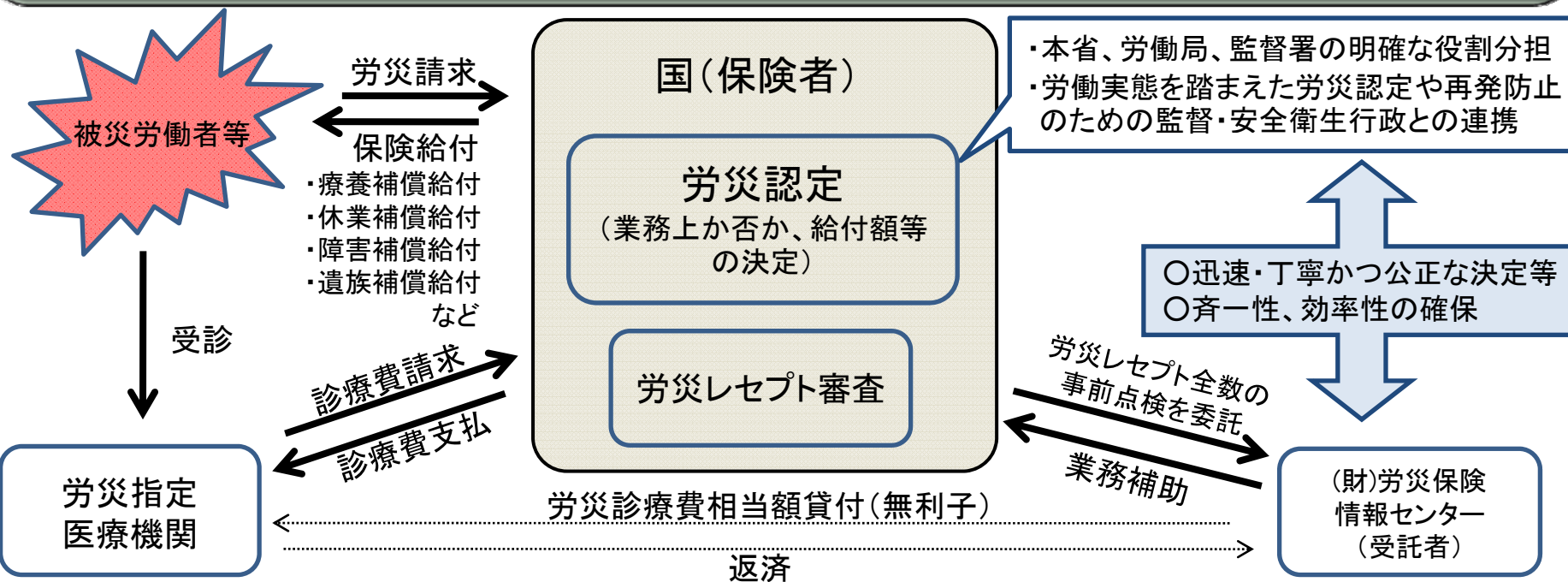
- 労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という。)のうち、業務上の事由等により生じたものに対して、必要な保険給付を実施。

※保険料は全額事業主の負担。

### 【迅速かつ公正な保険給付の実施】

- 労災補償は、賃金を生活の糧とする労働者とその家族に対する補償(損失填補)であり、迅速・確実である必要
- 刑罰法規である労働基準法に基づく使用者の災害補償責任の有無の判断(=保険事故の認定)は、全国一律の基準・運用による公平・公正な実施が必要
- 傷病等が業務上の事由等によるか否かの判断が難しい事案(脳・心臓疾患、精神障害等、石綿など)の増加への適切な対応

⇒ 本省によるルールの定立と統括管理の下、事案の困難性等に応じた労働局・監督署の役割分担により、「迅速」と「公正」の両立を目指す。



# 労災保険制度の概況

## 【労災保険の現状】

適用事業場数 約262万事業場(平成21年度末)

適用労働者数 約5,242万人(平成20年度末)

新規受給者数 604,139人(平成20年度)

年金受給者数 223,592人(平成20年度末)

・傷病補償年金 9,785人

・障害補償年金 95,989人

・遺族補償年金 117,818人

支給決定等件数 約923万件(平成20年度)(その都度の請求に対して支給決定等した件数)

・労働局:372万件(労災診療費:370万件、二次健康診断等給付:2万件)

・監督署:551万件(療養補償給付:327万件、休業補償給付:65万件、障害・遺族補償給付等:159万件)

## 【推移】

新規受給者数 602,853人(H11) → 604,139人(H20)

脳・心臓疾患にかかる請求件数 493件(H11) → 767件(H21)

精神障害等に係る請求件数 155件(H11) → 1136件(H21)

石綿による健康被害に係る請求件数

95件(H14) → 1326件(H20)

## 【労災保険経済概況】

(単位:億円)

| 区 分           | 18年度<br>(決算) | 19年度<br>(決算) | 20年度<br>(決算) | 21年度<br>(予算) | 22年度<br>(予算) |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ① 収 入         | 13,777       | 14,327       | 14,474       | 12,548       | 11,841       |
| ② 支 出         | 13,303       | 13,143       | 12,903       | 13,303       | 13,338       |
| うち社会復帰促進等事業費  | 1,044        | 957          | 959          | 976          | 818          |
| 決 算 上 の 収 支   | 475          | 1,184        | 1,571        | △ 755        | △ 1,496      |
| 積 立 金 累 計 額   | 78,229       | 79,413       | 80,985       | 81,212       | 79,716       |
| 積立金必要額(責任準備金) | 79,121       | 79,605       | 82,126       | -            | -            |
| 充 足 率         | 98.9%        | 99.8%        | 98.6%        | -            | -            |

- 注)
- 1 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資となる確定的な債務(責任準備金)である。  
(年金受給者数:223,592人(平成20年度))
  - 2 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。
  - 3 積立金累計額及び積立金必要額には、船員保険の統合に伴う船員保険積立金移換額及び積立金必要額を加算して計上している。
  - 4 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。
  - 5 支出には、保険給付費等当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。



本省

労働局

監督署

ルールの定立と統括管理

○判断基準の設定と見直し

【実績例】精神障害等の認定の判断指針の策定(11年度)・改定(21年度)、これにより平均処理期間が短縮(27.0か月(10年度)→8.7ヶ月(21年度))

○業務プロセスの標準化と実行確保

【実績例】これまで作成した調査要領等 14種類

○特に困難な事案(基準未設定)の判断

【実績例】石綿、精神障害事案等の本省判断 167件(21年度)

困難事案等の集中処理と給付の公正さの確保

○労災診療費の的確な審査

【実績例】査定減 24.5万件、3,628百万円(21年度)

○不服申立の処理

○費用徴収(※)に該当するかの判断等

※ 未加入、滞納、故意・重過失による事故の場合や不正受給の場合には、費用の全部又は一部を費用徴収できる。

○困難事案に対する監督署の支援

【実績例】専門医の配置439人(22年度)、専門医協議件数3,013件(21年度)

○保険給付以外の申請等(治療後のサービス等)の集中処理

【実績例】義肢等補装具費の承認、アフターケア手帳の交付等 41,284件(3,440件/月)(20年度)

国民サービスの窓口としての迅速・丁寧な対応

○相談・受付・請求勧奨

【実績例】相談17万9千件/月(22年4月)

○請求された事案の調査・決定

【実績例】療養・休業・遺族給付等支給決定 551万件(46万件/月)(20年度)、休業補償給付の平均処理期間29日(21年サンプル調査)

○請求人に対する情報提供

【実績例】請求後一定期間以上経過した事案について、審査状況や審査の見通し等をご連絡、これによる満足度81.4%(21年度)

被災労働者等

効果指標

- **長期未決事案**(処理期間が6か月を超える事案)は大幅に減少  
(平成22年3月末 980件(直近5年間のピーク(平成18年9月末 2,632件)比で▲62.8%)
- **費用徴收件数**は大幅に増加 (698件 1億2601万円(平成17年度) → 1548件 2億8260万円(平成20年度))
- **労災診療費の審査による査定減**は高水準で推移(29万件 33億8300円(平成18年度) → 26.7万件 36億3400万円(平成20年度))
- 労災請求人の方への処理状況の連絡対応に対する**満足度**(平成21年 81.4%)
- 一方、**新規不服申立件数**は高水準で推移(平成18年以降 1,800件程度で推移)



「迅速」・「丁寧」かつ「公正」な決定等による国民の納得性の向上に向けて、人材面(意識、行動)、業務プロセス面、コスト面から更に改革を進める。



# 労災保険の積立金について

(参考)

## 労災保険の積立金とは

- 労災保険には、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付(傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金)があり、そのための原資を積立金として保有。【年金受給者数:223,592人(平成20年度末)】
- 年金給付に要する費用については、労働災害に伴う補償責任は、事故が発生した時点における事業主集団が負うべきであるという考え方から、事故が発生した時点において将来分も含めて「全額徴収」し、これを積立しているもの。  
※ 労災保険の保険料は全額事業主負担。保険料率は事業の種類毎に災害率に応じて厳格な数理計算に基づき設定。

⇒ 積立金は、使用用途のない余剰金ではなく、現在年金を受けている者に対する「年金給付の原資」(責任準備金)。  
(企業会計原則による特別会計財務書類において、責任準備金を負債に計上) (確定債務)

平成20年度 積立金残高 : 8兆985億円 ⇔ 必要な積立金額 : 8兆2,126億円 充足率 98.6%

- 年金受給者に対する年金給付に必要な額をあらかじめ積み立てることにより、
  - ① 災害と関係のない後世代の事業主集団にしわ寄せせずにすることによる世代間の保険料負担の公平が実現。
  - ② 産業の衰退等、産業構造が変化した場合にも、他産業にしわ寄せせずにすることによる産業間の保険料負担の公平が実現。

⇒ 労働災害の減少が保険料負担の減少につながり、事業主の災害防止努力のインセンティブが増し、労働者の保護にもつながる。

## (参考)積立金の規定

労働者災害補償保険法第30条 「労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料」  
特別会計に関する法律第103条 「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てる」



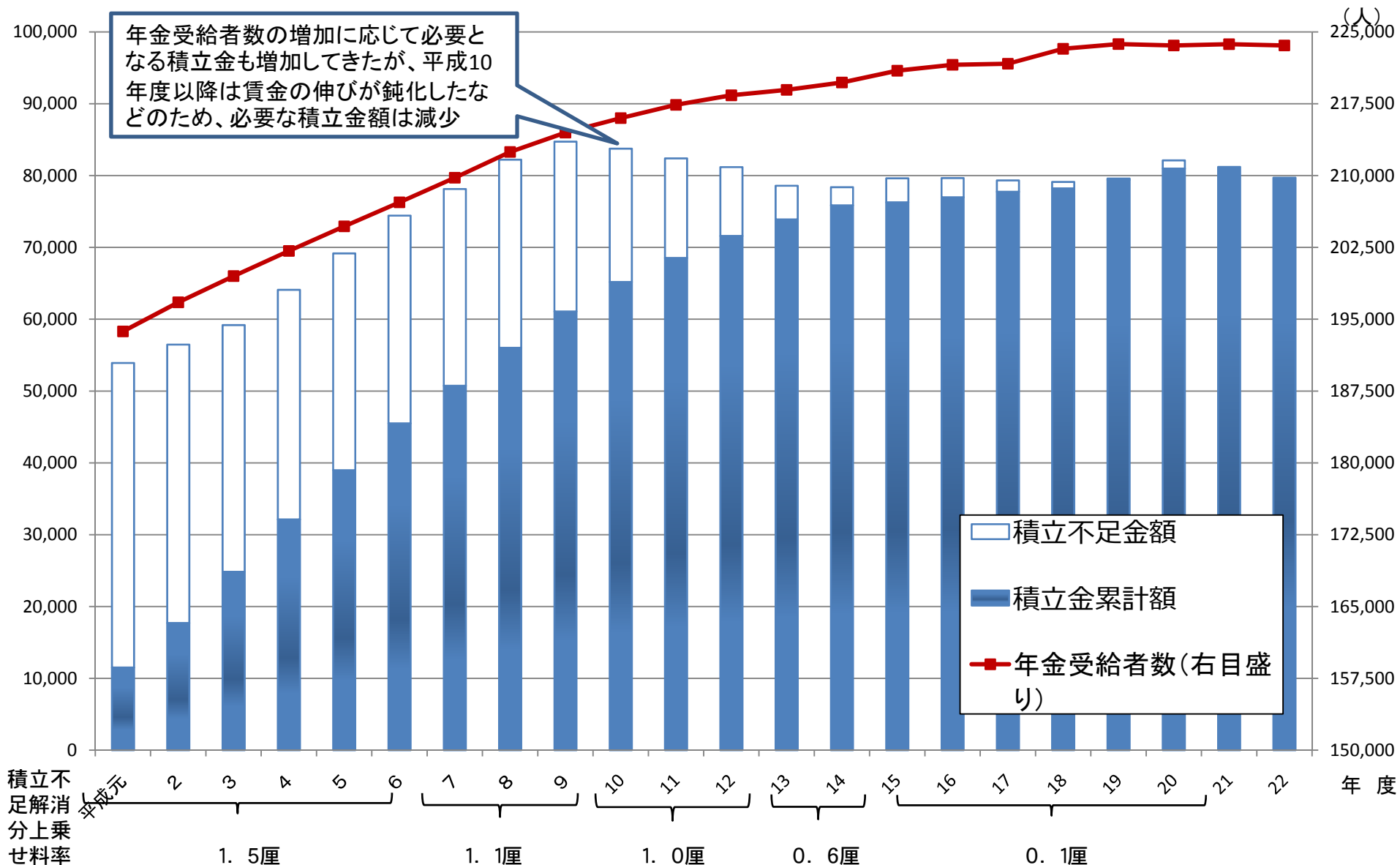
### 使途を厳格に規定

- ・事業主に過去に一度負担させた年金給付費用を将来再度負担させること(保険料の二重取り)を防止
- ・既裁定年金受給者の給付を確保し被災労働者を保護

(億円)

# 積立金累計額・必要な積立金額及び年金受給者数の推移

(参考)



積立不足解消  
分上乗せ料率

- ☆ 平成元年度から上記料率を全業種に上乗せし、積立不足の解消に努力。
- ☆ 平成20年度までに積立不足をほぼ解消（上乗せ料率は廃止）。今後は積立金を徐々に取り崩し(平成21年度755億円、平成22年度1,496億円を取り崩す見込み)。
- ☆ 平成21年度、22年度は積立金累計額(予算ベース)のみ。(必要な積立金額については、各々決算時において算定)

# 労災保険のメ리트制について

(参考)

## 労災保険のメ리트制とは

### 1. 制度の概要

事業の種類ごとに災害率等に応じて定められている労災保険率を個別事業に適用する際、事業の種類が同一であっても作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、事業主の災害防止努力等により、事業ごとの災害率には差があるため、事業主の保険料負担の公平性の観点や事業主の災害防止努力をより一層促進する観点から、当該事業の災害の多寡に応じ、労災保険率又は労災保険料を増減するもの。

### 2. 「継続事業(事務所や工場など)」のメ리트制

(1) 連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たしている事業が対象。

- ① 平均100人以上の労働者を使用する事業
- ② 平均20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、以下の式を満たす事業

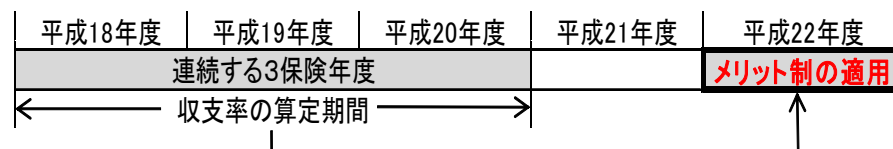
$$\text{労働者数} \times (\text{適用労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

※非業務災害率・・・通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率

(2) 連続する3保険年度間の収支率に基づき、最大±40%の保険料の割増・割引が行われる。

$$\text{収支率}(\%) = \frac{\text{連続する3年度間における保険給付等の額}}{\text{連続する3年度間における保険料額}} \times 100$$

(3) 適用例



### 3. 「有期事業(工事現場など)」のメ리트制

(1) 有期事業(建設事業)については、次の要件のいずれかを満たしている事業が対象。

- ① 確定保険料が100万円以上の事業
- ② 請負金額が1億2千万円以上の事業

(2) 事業終了後、3か月又は9か月を経過した時点において、それまでの収支率に基づき、最大±40%の保険料の割増・割引が行われる。

$$\text{収支率}(\%) = \frac{\text{事業終了から3か月(又は9か月)を経過した日前までの保険給付等の額}}{\text{確定保険料額}} \times 100$$

(3) 適用例

